

令和5年5月8日

会員各位

川口市社会福祉協議会
地域福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大防止における対策について

日頃より、当センターの活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。
さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は感染症法の分類が「2類相当」から「5類」へと変更になります。徐々に制限緩和が行われる中ですが、引き続き会員様相互間での感染を予防するためにも、下記の内容にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

全会員共通	
1 本人または同居家族の新型コロナウイルス感染が疑われる場合、または感染が判明した場合には、援助は中止とします。併せて、罹患した場合、療養期間の解除まで援助はできません。	
2 本人や同居家族が体調不良（37.5℃以上の発熱もしくは平熱より1℃以上高い、咳や喉の痛み等の風邪症状）の場合につきましても援助は中止としますので、自宅で待機し健康観察をしてください。	
3 援助活動前に検温を実施し、健康状態を確認してください。	
サービス利用者会員・両方会員	サポーター会員・両方会員
4 保育施設等で新型コロナウイルス感染者発生による休園、休校、学級閉鎖等になった場合は、援助は中止とします。	4 援助活動報告書の活動内容欄に、検温した体温を記入後、活動をお願いいたします。 5 援助活動後に援助対象の子どもが上記1、2に該当することが判明した場合、その後の健康観察を推奨いたします。 (概ね2～3日程度)

※援助活動に少しでも不安な点や疑問な点がある場合は必ずセンターまでご連絡頂くようお願いいたします。会員様相互間での感染予防のため、改めてよろしくようお願いいたします。